

貝塚市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 7 年 1 2 月
貝塚市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて	10

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市教育委員会は、「貝塚市教育大綱」及び「貝塚市教育努力目標」に掲げる、確かな「夢」と高い「志」をもち、貝塚市で学び、育ったことを「誇」に思う子どもの育成を基本理念として、教育、学術及び文化の振興に関する施策を総合的に推進している。

この目標を実現するためには、教職員が児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育活動に専念できる環境を整えることが重要であり、その基盤となるのが「学校における働き方改革」である。教師が「学びの専門職」として、授業改善や児童生徒理解に集中できる時間的・精神的ゆとりを確保することは、教育の質の向上と子どもたちの健全な成長を支えるうえで欠かせない。

したがって、本市における働き方改革は、単に時間外在校等時間の縮減を目的とするものではなく、教育活動の質の維持向上を図るための教育改革の一環として位置付けるものである。とりわけ、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」（①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務であるが負担軽減を促進すべき業務）を踏まえ、業務の性質や責任の所在を整理し、学校、教育委員会、市長部局、関係機関及び地域・保護者がそれぞれの役割を明確にしたうえで、連携・協働体制の構築を進める。

本計画は、教職員の業務の精選・効率化、校務のデジタル化及び地域との協働を推進することにより、教師が「教師でなければできない業務」に注力できる環境を確保し、児童生徒が確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む教育を一層充実させることを目的とするものである。すなわち、「学校における働き方改革」は、本市がめざす「子どもたちの夢と志と誇を育む教育」を実現するために必要不可欠な取組みであり、業務の適正化と教職員の健康確保を通じて、持続可能で質の高い学校教育の実現を図るものである。

(2) 本市の現状

貝塚市では、令和2年9月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「貝塚市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組みの結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	31時間45分	25.9%	2.4%
中学校	48時間36分	35.9%	10.0%

小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程をそれぞれ含む

○ 本市における教職員の時間外在校等時間について、月45時間を超える割合が小学校で25.9%、中学校で35.9%となっている。多様化する児童生徒の課題に応じた個別支援に係る検討や準備、児童生徒及び保護者への時間外対応、部活動などの業務に対する負担感が大きくなっている。学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務及び教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について、市長部局、警察等司法機関、子ども家庭センター等福祉機関及び地域との連携を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出し、「教師が教師でなければできない業務」に専念できるようにすることが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成をめざす目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇（20日）の平均取得率を55%以上にする 【38.8%】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
【14.7%】
- ・ 教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間について、教職員の勤務時間に見合ったものとするよう見直しを推進する。また、学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、貝塚警察による定期パトロール、青少年指導員、危機管理課等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・貝塚市少年補導協助員会、貝塚市青少年問題協議会、貝塚市青少年指導員連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費の徴収については、国の給食費無償化に係る動向を注視しながら、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の在り方について検討する。
- ・学校徴収費については、校務支援システムと連携する保護者連絡アプリによる徴収通知・アプリ上での支払い・アプリを経由した返金が安全に運用できるシステムの情報収集を行う。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・令和8年度中には、本市小・中・義務教育学校全校をコミュニティ・スクールとし、地域学校協働活動に係る連絡調整等については、学校運営協議会委員のうち、地域協力者が行うことを学校運営協議会内で確認する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

（「3分類」⑤関係）

- ・現在2名配置している学校相談員（警察OB）については、引き続き配置を継続する。
- ・令和11年度までに、法務相談体制の構築について検討する。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・電子回答フォーム、校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室による事務職員への支援をさらに進めるため、令和10年度を目途に共同学校事務室を移転し、移動距離負担を軽減することで、より各学校の支援を行いやすくする。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和11年度までに、休日の部活動の地域展開を完了する。また、平日については、部活動指導員を活用した地域連携により、教職員の負担軽減を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を引き続き全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能やデジタル採点システム、またテスト、分析、A I ドリルが一元化されたシステム等の活用によって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・慣例的に実施されている学校行事について、学校教育目標や児童生徒の実態等に応じて、精選したり、時間短縮を検討したりするよう助言する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・現在、虐待やヤングケアラー等に対するゲートキーパーの役割を、学校は果たしているが、司法機関や福祉部局への引き継ぎに困難さがあることから、学校認知後の保護者連絡や児童生徒のケアについて、速やかに司法機関や福祉部局へつなぐことができるよう、貝塚市少年補導協助員会や貝塚市要保護児童対策地域協議会とのさらなる連携を進める。

【すでに本市が講じている措置について】

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制の構築
- ・年8回行う、貝塚市生活指導連絡協議会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年2回実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制の構築
- ・学校生活上の介助を必要とする児童生徒、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、介助員、学校看護師等、医療・福祉に関する専門的な人材を配置
- ・勤務時間外の自動応答電話による対応（平日の8時00分から18時30分以外は自動音声による対応。一部休日参観等の場合は例外あり）
- ・中学校、義務教育学校後期課程におけるデジタル採点システムの活用
- ・令和6年度部活動指導員の配置実績 32人
- ・学校宛の配付物依頼については、40枚ごとの仕切りの差込み
- ・校内共有ドライブの活用による様式等の共有システム
- ・年度当初の本市開催研修の精選による時間短縮等

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、充分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・学校運営協議会において、「学校と教師の3分類」の提示を行い、教師が「教師でなければできない業務」に専念できるよう、地域に理解と協力を求める。
- ・業務の分類化を測るため、全国学力・学習状況調査アンケート項目「地域の大人に、授業や放課後などで勉強やスポーツ、体験活動に関わってもらったり、一緒に遊んでもらったりすることがある」の肯定的評価を95%以上にする。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えることが常態化している教職員に対し、本市で実施する精神科医による面接（健康相談）を促す。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェック後の集団分析の結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。
- ・夏季休業日の期間中に、3日間の閉庁日の設定を行う。

5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- ・取組みの着実な実行を図るため、貝塚市立学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、令和8年度以降は、本市導入の校務支援システムを活用した出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、必要に応じ、マネジメント等に関する管理職向けの研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。なお、研修実施にあたっては、オンデマンド研修等も活用し、負担増とならないよう留意する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。